

令和5年8月3日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

内閣府規制改革推進室

「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」の御案内 ～ 常時提案を受け付けております ～

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

内閣府規制改革推進室では、役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民や企業および団体等の声をお伺いして改革に結び付けるため、令和2年9月25日に「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」を開設し、常時、皆様からの提案を受け付けております。

日常生活や仕事において不便を感じている、あるいは改善を図るべきと思える国の制度がございましたら、ぜひ具体的な改革提案をお寄せ下さい。

提案の提出方法につきましては、内閣府のホームページの「受付フォーム」から提出いただくほか、電子媒体（CD-R等）による郵送、下記記載のアドレスへのメールによる提出も可能です（添付「『規制改革・行政改革ホットライン』提出方法」を参照願います。）。

また、多数のご提案を一度に提出いただく場合には、「要望書」等による受付も行っております。

なお、本年6月1日、規制改革推進会議において、「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」を意見書として会議決定いたしました（添付「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」を参照願います。）。

（法令によって定められた全国一律に適用されるルールと異なる）地域・地方公共団体独自のローカルルールは、地域の実情に応じた独自の政策実施を可能とする一方で、地域をまたいで活動される国民や事業者にとって負担となっているとの指摘があります。

規制改革推進会議は、政策においては地方自治の精神を尊重しつつ、国民や事業者から、合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘があるローカルルールについては、国において、地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、必要に応じて、助言や法令改正を行うことなどにより、一層の見直しを図り、デジタル技術の発展に伴う新たな産業構造の基盤を構築すべきと考えております。

つきましては、添付資料をご確認いただき、見直しを要するとお考えのローカルルールがございましたら、具体的な改革提案をお寄せ下さい。

《ローカルルール見直しに係る基本的考え方URL》

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/230601_general16_01.pdf

<問い合わせ先>

○ 規制改革ホットラインについて（規制改革推進室連携班）

電話：03-5253-2111（内線 32444 又は 32453）

メール：kisei_gyousei_hotline.z8a@cao.go.jp

○ 「ローカルルールの見直し」について（規制改革推進室共通課題対策班）

電話：03-5253-2111（内線 32448 又は 32463）

《内閣府ホームページURL》

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>

以上

『規制改革・行政改革ホットライン』等への提出方法

1. 規制改革・行政改革ホットライン

- ホームページの「受付フォーム」から御提出いただく場合
以下の「受付フォーム」から提出して下さい。

なお、記載にあたっては、記載例を参照して下さい。

【提案書】受付フォーム

https://form.cao.go.jp/kokumin_koe/opinion-0016.html

【記載例】別添「<記載例>規制改革に関する提案 (HP)」を参照

- メール又は郵送で御提出いただく場合（電子媒体、CD-R等含む）
所定の様式に記載したものを提出して下さい（返却はいたしません。）。
御案内に記載されているアドレスへのメールによる提出も可能です。
様式（データ）が必要な場合は、お問い合わせください。
送付される際は、封筒に「規制改革ホットライン 提案在中」と明記して下さい。

<メールによる提出>

規制改革推進室連携班

メール：kisei_gyousei_hotline.z8a@cao.go.jp

<郵送による提出>

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館
内閣府規制改革推進室 宛

2. 要望書

任意の様式に記載したものを提出して下さい（返却はいたしません。）。
メールによる提出も可能です。

郵送にて提出される際は、封筒に「規制改革要望書在中」と明記して下さい。
提出先は1に記載の宛先と同様です。

3. お問い合わせ先

規制改革・行政改革ホットライン担当

電話：03-5253-2111

(内線32444又は32453)

月曜日～金曜日 9時30分～18時15分

<記載例>規制改革・行政改革に関する提案(HP)



内閣府ホームページ > 内閣府共通職員等業務システム

規制改革・行政改革に関する提案

規制改革推進室・行政改革推進本部事務局

内閣府規制改革推進室及び内閣府行政改革推進本部事務局では、規制改革・行政改革について、広く国民の声を伺い、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等の皆さんからの提案を受け付ける「規制改革・行政改革ホットライン（総割り110番）」を設置しております。

規制改革や行政改革に関する提案をお寄せください。

なお、御提案に当たっては、留意事項（PDF形式：195KB） を御確認ください。

- 受付フォームはこちら
- いただいた御提案及び所管省庁からの回答一覧

※ 聞き間違いや理解不足による事実誤認を防ぐため、電話での受け付けは行っておりません。

※ 規制改革・行政改革以外の国の行政に関する苦情、意見・要望は「インターネットによる行政相談受付（総務省HP）

【御記入時の注意事項】

「※必須」の欄は必ず御記入の上、「内容確認」ボタンをクリックしてください（記入漏れがあると送信されません）。

個人の権利を侵害する御意見や誹謗中傷、政治関連のもの、内容が曖昧又は抽象的で検討が困難な提案等は検討対象としない場合がありますので、あらかじめお含みおきください。

【御届出後について】

いただいた御提案は、所管省庁で検討し、所管省庁の回答をHPで公開します。規制改革及び行政改革に関する御意見等のうち、早期に改革を実現すべき課題については、関係府省庁に対して早期に改革を促してまいります。

規制改革及び行政改革以外の御意見等については、関係省庁が有明している場合は各府省庁に、有明していない国の仕事に関する御相談は総務省が行う行政相談へ送付します。

必要事項を記入後、**[内容確認画面へ進む]**ボタンを押してください。

文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。使用された場合、一部特殊文字は規則に従い、自動的に置き換えて受信を行います。あらかじめ御了承ください。（詳細は「置き換え規則について」 を御覧ください。）

1. 内容入力

2. 確認

3. 完了

○提案事項名（タイトル）
（50字以内におまとめください。）

残り文字数50

必須

（御記入に当たっての注意事項）

複数の提案を行う場合は、お手数ですが、1つの提案ごとに御記入の上、複数回に分けて御提出下さい。

○提案内容を端的に示す事項名（タイトル）を記入して下さい（50字以内）。

○提案の具体的な内容
(300字以内、できるだけ具体的に御記入ください。)

※必須

残り文字数300

○提案理由
(700字以内、できるだけ具体的に御記入ください。可能な限り、提案が実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果についても、具体的に記載してください。(消費や投資の促進、コストの削減、許認可等取得期間の短縮など。))

※必須

残り文字数700

○当該規制の根拠となっているもの
(不明の場合は「不明」を選択してください。)

法律や政令 省令 左記以外の制度 不明

※必須

○上記の具体的な根拠法令等
(お分かりであれば)

残り文字数150

○提案者
(個人又は会社・団体)

個人 会社・団体

※必須

○会社名・団体名を御記入ください。
(個人の場合は「個人」と御記入ください。)

残り文字数60

※必須

○会社名・団体名の公表の可否
(個人の場合は「個人(非公表)」を選択してください。)

公表 非公表 個人(非公表)

※必須

○提案者氏名(非公表)
(会社・団体の場合は「担当氏名」を御記入ください。)

残り文字数60

※任意

○電話番号(非公表)

残り文字数40

※任意

○電子メールアドレス(非公表)

残り文字数60

※任意

○提案内容を、できるだけ具体的に記入して下さい(300字以内)。

・現状の規制・制度の問題点、改善の必要性・根拠をできるだけ具体的に記入して下さい(必ずしも法令上の問題でなくとも、規制的な運用に問題がある場合も含まれます。)

○提案理由をできるだけ具体的に、また、可能な限り、提案が実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果(消費や投資の促進、コストの削減、許認可等取得期間の短縮等)についても記載してください(700字以内)。

・提案が法令上の問題である場合には、根拠となる法令等による規制の撤廃を求める提案であるのか、数量等の規制の緩和を求める提案であるのか(数量等については、どこまで緩和する必要があるのか)を記入いただくと、提案の内容がより具体的になります。

・単に規制・制度を廃止するというだけではなく、どのような規制・制度に変えればよいのか等を記述するとより効果的です。

規制等の根拠となっているものを選択して下さい。不明の場合は「不明」を選択して下さい。

規制等の根拠、又は改正すべきであると考えられる法令等の名称及び該当条項等を記入して下さい。

提案者の別を選択して下さい。

団体・法人による提案の場合には、団体名・法人名を記入して下さい。
個人での提案の場合には、「個人」と記入して下さい。

提案主体名の「公表」「非公表」の別を選択して下さい。提案内容は公表が前提です。
※ 個人からの提案は、「提案主体名」欄に「個人」と記載されるのみで、氏名は公表されません。

複数の主体による共同提案である場合は、主な連絡担当となる方を記入して下さい。
提案内容の詳細について当室から連絡・確認させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

